

財団法人 大阪市教員会館利用規程

平成22年4月1日施行

(趣旨)

第1条 財団法人大阪市教員会館・パル法円坂及びアネックスパル法円坂（以下「会館」という。）の利用についてはこの規程の定めるところによる。

(利用の手続と承認)

第2条 会館及び付属設備・機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、予め所定の申込用紙に記載の上、会館の承認（以下「仮予約」という。）を受けなければならない。

電話の申込においても、利用以前に必ず所定の手続きを経なければならない。

2. 会館は、仮予約の承認に際し、次に掲げる場合においては、利用申込を受付けないことができる。

(1) 会議等で利用を申込する者又は会議等に参加する者に次に該当する者がいるとき。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
- ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
- ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
- ④法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者

(2) 会館の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 会館若しくは会館職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、著しく合理的範疇を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

3. 会議室等の利用（簡易な食事を伴う会議を含む）受付は、利用月を含む6ヵ月前の同1日から行うものとする。

ただし、宴会、または宴会を伴う会議については、12ヶ月前から行うものとする。

4. 受付日については、会館において特別の事由があると認められた時は、前項の規定にかかわらず、その都度定めるところにより行うことができる。

(利用の取消し及び利用の制限)

第3条 次の各号の一に該当するとき、会館は利用承認を取消し、又は利用を制限し若しくは停止することができる。

- (1) この規程又はこれに基づく細則等に違反したとき
- (2) 管理上不相当と認められるとき
- (3) 前条第2項に該当する者がいると判明したとき
- (4) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (5) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (6) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき
- (7) 他人に危害を及ぼし、又は騒音を発する等迷惑となる行為をするおそれがあるとき
- (8) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行するとき
- (9) 利用料を納付しないとき
- (10) 利用目的以外に利用しようとしたとき
- (11) 緊急止むを得ない事情があるとき

(12) その他不適当と認めるとき

(利用料の区別)

第4条 利用料の額は別表に定めるとおりとする。

2. 別表に定める利用時間は、フロントにおける鍵の貸し出しから、フロントへの鍵の返却までの時間をいう。

(利用料の納付期限)

第5条 会館利用の承認を受けた者は、利用料を「仮予約」から10日以内、予約日が利用日の直前の場合は利用日の3日前までに納付しなければならない。また「仮予約」中にあっても、キャンセルの連絡なく一方的に取り消しの場合にはキャンセル料として、利用料相当額を納付しなければならない。

ただし、特別の事由があるときは会館の承認を得て利用料を後納することができる。

(還付)

第6条 既納の利用料は還付しない。ただし、特別な事由によって利用を取消した場合はその全額、又は一部を還付することができる。

(減免)

第7条 会館が必要と認めるときは、利用料を減免することができる。

(特定禁止事項)

第8条 利用者は会館利用に当たり、特に承認があった場合を除き次の行為をしてはならない。

- (1) 会館指定業者以外からの物品等を持ち込むこと。
- (2) 施設に対し特別な設備を施工すること。

(原状回復)

第9条 会館の承認を得て一時的に特別な設備又は利用室の様態替をした場合は、利用後直ちに原状に回復させなければならない。

(利用責任)

第10条 利用者が会館の施設・備品・機器等を毀損し、若しくは喪失したときなど、利用に際して生じた一切の事故については、利用者が責任を負うものとし、損害を賠償しなければならない。

2. 第3条の定め適用において、利用者に損害が生じることがあっても会館はその責を負わない。

(譲渡転貸の禁止)

第11条 利用承認を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(細則)

第12条 この規程の施行に必要な細則は別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合には、理事長が定める。

附 則

1. この規程の改廃については、理事会の議決を経なければならない。
2. この規程は、平成22年4月1日から施行する(平成22年3月1日理事会にて制定)。

財団法人 大阪市教員会館利用細則

平成22年4月1日施行

第1条 この細則は、大阪市教員会館利用規程第12条に基づき、会館利用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 利用料を後納する場合は、原則として利用日当日までに納付しなければならない。

第3条 利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員をこえて入場させないこと。
- (2) 特に承認をうけた者のほか、会館の敷地内で物品の販売又は金品の寄付募集等をしていないこと。
- (3) 楽器・音声・音楽等の利用において、他の利用者の妨げとなるような音量を出さないこと。
- (4) 施設の利用にあたっては会館職員の指示に従うこと。
- (5) その他、別に定める事項を遵守すること。

第4条 音楽・体育等会議以外の目的で利用する場合、利用者は別に定める事項を守らなければならない。

附 則

1. この細則の改廃は専務理事が行う。
2. この細則は、平成22年4月1日から施行する(平成22年3月1日理事会にて制定)。

財団法人 大阪市教員会館利用遵守事項

平成22年4月1日施行

第1条 この遵守事項は、大阪市教員会館利用細則第3条(5)及び第4条に基づき、音楽・体育等会議以外の目的で利用する場合の会館利用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会館を利用する場合、利用者は次の注意事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用当日、現場における総括責任者及び各部門の責任者を定めておく。
- (2) 受付案内・場内整理・楽屋の監視等の業務は主催者が責任を持って行う。
- (3) 非常口、その他館内の各施設の位置を確認しておく。
- (4) 病人・怪我人の発生時は、会館職員またはフロントへ連絡する。
- (5) 会館内は、すべて禁煙。
- (6) 火気を必要とする演出は、事前に消防署及び会館の許可が必要。
- (7) 電気機械舞台操作と器具使用、設備・備品の使用または舞台の操作等は全て係員の指示に従う。
- (8) 大道具・電気器具等の持込は事前に連絡が必要。
- (9) 持込器具等についての責任はもたない。
- (10) 使用終了後は、直ちに係員の点検を受け、設備・備品を現状に回復する。
 - (11) 施設・設備・備品等を破損したりなくしたときは係員に連絡する。
 - (12) 修理を必要とする場合は、実費を支払う。
 - (13) 許可を得ないホール内での飲食は禁止。
 - (14) 許可なく壁・柱・窓・扉等に貼り紙をし、または鋸類を打つことは禁止。
 - (15) 許可無く寄付金の募集・物品の販売を行うことは禁止。
 - (16) 申込に記載した以外の目的で施設等を使用することは禁止。

(湯沸かし室の使用)

第3条 利用者は次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 貸室使用者は当該階の湯沸し室のみ使用することができる。
- (2) 他の階の湯沸し室は絶対に使用してはならない。
- (3) ポット・急須・湯のみ茶碗・洗剤のセットを有料(20名分1セット500円)で貸し出す。
- (4) 湯沸し室は現状に回復すること。(ゴミの処理)

第4条 ゴミは原則持ち帰ること。どうしても不可能な場合は、有料(1枚100円)で指定のゴミ袋を販売するので、会館指定の場所へ廃棄すること。

附 則

1. この遵守事項の改廃は専務理事が行う。
2. この遵守事項は、平成22年4月1日から施行する(平成22年3月1日理事会にて制定)。

一般財団法人大阪市教員会館 教育青年団体の活動助成を目的とする賃料等割戻規程

平成22年4月1日施行(旧法人)

平成24年4月1日全面改定(旧法人)

平成25年3月4日制定(平成25年4月1日施行)

(対象)

第1条 当財団が「教育青年団体の活動助成を目的とする賃料等の割戻金」(以下割戻金という)を交付する対象は、教育に関する有益な研究をし、又は教育の向上、発展、青少年の健全育成に寄与すると認められる個人、団体である。

(種類及び額)

第2条 割戻金の種類及び額は、次のとおりとする。

種類	金額	備考
1) 教育青年団体賃料	おおむね前年度賃料(共益費・税除く)の20%の額を基準に理事会で定める	教員会館に入居する教育・青年団体の研究
2) 教育青年団体貸室利用	賃貸利用料金の20%	教員会館の利用による教育・青年団体の活動

(受給申請書及び資料の提出)

第3条 前条1)の割戻金を受けようとする団体は、受給申請書及び研究の資料等を添えて当財団に提出するものとする。

- 2) 前条2)の割戻金を受けようとする利用者は、貸室利用申込書に資料等を添えて当財団に登録を行った上、利用の都度、割戻の申請を行うものとする。

(支給の決定)

第4条 第2条1)の割戻金支給については、理事会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を申請者に通知する。

2) 第2条2)の登録団体の認定は、専務理事が行う。

(選考基準)

第5条 第2条1)の受給申請書を提出した団体について、理事会が定める選考基準に合致した者の中から、選考を行う。

(実施細目)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規定の改廃については、理事会の議決を経なければならない。
2. この規程(旧規定)は、平成22年4月1日から実施する。
3. この規程(旧規定)は、平成24年4月1日から実施する。
4. この規程は、平成25年4月1日から実施する。